

豊高岡発第1092号

令和6年3月29日

若園地域会議

会長 楠 直之 様

豊田市長 太田 稔彦

市への提言に対する回答について（案）

令和5年7月5日付けで提言のあった下記内容について、令和6年度以降、地域課題解決事業などを通して、別紙のとおり、地域と連携しながら進めてまいります。

記

提言内容

『新交流館などを拠点とした地域交流、地域活動の拡大』
多世代が交流し、住民同士が支え合える地域の基盤づくり
若園交流館を中心とした交流拠点の環境づくり

【問合せ】豊田市役所 高岡支所 川合

電話：53—2694 FAX：53—3516

E-mail：takaoka-shisho@city.toyota.aichi.jp

【 新交流館などを拠点とした地域交流、地域活動の拡大に向けた取組 】

(1) 多世代が交流し、住民同士が支え合える地域の基盤づくり (ソフト面)

内容	地域の取組例 (継続内容含む)	共働の取組例	市の取組
<p>「既存のイベントを活かしながら参加者を増やし多世代が交流できる基盤づくり」</p> <p>①交流イベント内容の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 多世代交流や参加者を増やす仕組みづくり ▶ 交流イベント内容の検討 ・休止していた「自治区対抗運動会」を個人競技 (健康測定) 主体の内容に変更して「スポーツフェスティバル」として再開した。 ・令和6年よりウオーキング大会を開催予定。 ・コロナ禍で内容を縮小していた「夏祭り」を以前のように地域住民が交流できる内容に復活した。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地元企業などを巻き込んだイベントの検討 ▶ リーダー育成講座の開催 	<p>▶ 交流の場・機会づくり</p> <p>【 回答 】</p> <p>・多世代交流の場 (ふれあいサロン等) づくりを検討されるのであれば、社会福祉協議会が「支え合いの地域づくり」として仕組みや運営方法などの相談を受けています。また、運営に携わるボランティアの育成講座も開催しています。</p>
<p>②情報発信方法の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 情報のデジタル化の検討 ・ホームページ等 SNS の活用 ▶ 小中学校を經由した情報発信 		<p>▶ 自治区ホームページ作成等支援</p> <p>【 回答 】</p> <p>・市は、豊田市区長会と共働で、自治区のデジタル技術の活用を推進しています。情報発信手法も含め、自治区業務についてのデジタル技術活用を支援する事業創設の検討を進めています。</p> <p>▶ 小中学校を通じて子どもへの情報発信</p> <p>【 回答 】</p> <p>○若園小学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラス別 (児童数) に分けてチラシを用意していただければ配布は可能です。ただし、低学年の児童も読めるように子ども向けのチラシを作成してください。 <p>○若園中学校</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クラス別 (生徒数) に分けてチラシを用意していただければ配布は可能です。また、学校のホームページに掲載すれば生徒が各自のタブレットで閲覧することもできます。

(2) 若園交流館を中心とした交流拠点の環境づくり (ハード面)

内容	地域の取組例 (継続内容含む)	共働の取組例	市の取組
<p>「交流館の芝生テラスや遊歩道 (堤防道路) の環境づくり」</p> <p>① 交流館の芝生テラスの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 花壇等の維持管理 ▶ 芝生テラス等を活用した交流事業の創出 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ イベントでの活用を想定した整備方針の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 休憩施設の整備 <p>【回答】</p> <p>・市では建替え事業が完了したところで、新たな整備の予定はありません。しかし、今回の建替えで中学校の木工室等が共用部分となり、交流館利用者も使用できるようになりました。地域の有志の方たちで木工室を活用して休憩設備を作成し設置するのであれば条件等はありませんがわくわく事業補助金 (原則9割補助) を利用することもできます。地域の方が作成したものであれば愛着がわき大切に使われることでしょう。</p>
<p>② 遊歩道 (堤防道路) の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 日常の管理点検の実施 ▶ 環境美化活動での草刈り等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境整備計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 高木の剪定、伐採及び路面の補修 <p>【回答】</p> <p>・堤防道路の管理者である愛知県では利用者の危険となる部分については整備をするが、環境整備は行っていないとのこと。ただし、市等が整備するのであれば許可することは可能とのこと。</p> <p>市では、交流の場として多くの住民に日常的に利用していただくための環境整備は必要と考え、地域の方たちと整備計画を立てて高木の剪定、伐採及び路面の改修を事業化したいと考えています。</p>